

## 地方独立行政法人大牟田市立病院清掃業務委託契約書（案）

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、甲施設の清掃業務委託について、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲及び乙は、互いに信義を重んじ誠実にこの契約の履行に努めなければならない。

### （目的）

第2条 乙は、甲施設の清掃業務が感染防止および衛生管理上重要な業務であることを認識し、甲とともに衛生的な療養環境及び職場環境の維持に努めるものとする。

### （業務内容）

第3条 甲及び乙は、本契約書、大牟田市立病院清掃業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び関係諸法を遵守する。  
2 委託する業務の対象、内容及び方法等については仕様書のとおりとする。

### （委託期間）

第4条 業務委託の期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

### （委託料）

第5条 業務委託料は、総額〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税額を除く）とする。  
2 乙は、当月分の委託業務を完了したときは、遅滞なくその旨を甲に通知しなければならない。  
甲は、その通知があったときは、速やかにそれを確認し、乙はその確認を受けた後、速やかに正当請求書により、業務委託料の支払を請求するものとする。  
3 甲は、乙に対し、別表のとおり業務委託料金〇〇〇〇〇円を翌月末に支払わなければならない。

### （契約保証金）

第6条 地方独立行政法人大牟田市立病院契約規程第26条の規定により〇〇〇〇とする。

### （賠償責任）

第7条 乙は、乙の責任に帰すべき事由により事故等を生じた場合には、甲に対してその賠償の責めを負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙協議の上決定する。

### （業務の代行）

第8条 乙が業務を履行できなくなった場合の保証のため、あらかじめ代行者〇〇〇（以下「丙」という。）を定める。  
2 乙の申し出に伴い甲が委託業務の代行の必要性を認めた場合は、丙が代行して業務を履行する。その場合も、丙は乙に代わって各契約条項を遵守するとともに、乙の義務も免責されるものではない。

### （本業務の引継ぎ）

第9条 乙は、委託期間が終了する場合は、甲又は甲の指定するものに対して、本業務が円滑に継続できるよう万全な引継を行わなければならない。

- 2 乙は、業務開始後、当該施設特有の清掃方法や留意事項など記載した引継事項（以下「引継事項」という。）を作成し、本契約が終了するまで、施設に備え置くものとする。乙は、引継事項を作成した時は、甲に通知し、承認を得るものとする。
- 3 乙は必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。乙は、引継事項の内容を変更した時は、甲に速やかに引継事項を変更した旨を通知するとともに、承認を得るものとする。

（契約の解除）

- 第10条 この契約期間中に甲、乙いずれかの都合により、この契約を解除しようとするときは1ヵ月前までに相手方に通知しなければならない。
- 2 甲は、乙がこの契約に違反したとき、乙が業務を履行する見込がないと認めたとき及び乙が本契約に関し甲に損害を及ぼしたときは催告なしに契約を解除することができる。
  - 3 甲が本契約の条項に違反し、契約の履行が不能になったときは、乙は本契約を解除することができる。

（守秘義務）

- 第11条 乙は、業務上知り得た甲の秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

- 第12条 個人情報の取扱いに関する事項については、別途「個人情報保護に関する確認書」を取り交わす。

（反社会的勢力の排除）

- 第13条 甲及び乙は、相手方に対し本契約締結時に自ら（法人の場合は代表者、役員又は実質的に経営を支配する者）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。また、反社会的勢力と一切関係を持たないことを確約する。
- 2 甲及び乙は、相手方より前項の該当性の判断のために調査を要すると判断された場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。
  - 3 甲及び乙は、本契約締結期間中、自ら又は第三者を利用して相手方に対して次の行為を行わないことを確約する。
    - (1) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - (2) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
  - 4 甲及び乙は、相手方が本条第1項及び第3項に違反した場合、催告することなく本契約を解除することができる。
  - 5 甲及び乙は、本条の規定により本契約を解除した場合には、相手方に対しこれによる損害を賠償する責を負わない。
  - 6 乙が本条第1項および第3項に違反したことにより甲が契約を解除した場合、乙は甲に対し契約金額総額の10分の1に相当する額を違約金として支払う。

（その他）

- 第14条 本契約に定めていない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この契約を証するため、本書3通を作成し、甲乙及び丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

委託者（甲） 福岡県大牟田市宝坂町2丁目19番地1  
地方独立行政法人大牟田市立病院  
(代表者) 理事長 鳥村 拓 司 印

受託者（乙）  
(代表者) 印

代行者（丙）  
(代表者) 印

## 【別表】

令和7年度	支払金額	令和8年度	支払金額	令和9年度	支払金額
4月分		4月分		4月分	
5月分		5月分		5月分	
6月分		6月分		6月分	
7月分		7月分		7月分	
8月分		8月分		8月分	
9月分		9月分		9月分	
10月分		10月分		10月分	
11月分		11月分		11月分	
12月分		12月分		12月分	
1月分		1月分		1月分	
2月分		2月分		2月分	
3月分		3月分		3月分	